令和８年（フ）第１７８０号
横浜市港南区日野南１丁目５番10号　ＦＫハイム202
債務者　梅田えりか
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７９３号
横浜市南区弘明寺町字前田206番地　ヒューマンレジデンス201
債務者　田中　沙織
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８０６号
横浜市港南区港南台６丁目１番24―202号
債務者　松原　貴史
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８６１号
神奈川県藤沢市西富574番地の10
債務者　益田　将門
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８９３号
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡３丁目12番６号
債務者　阿部麻衣乃
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９６６号
神奈川県茅ヶ崎市香川３丁目25番14号　エーデルハイム202
債務者　山本　将也
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０１４号
横浜市金沢区釜利谷東８丁目１番６号　ソルジェンテＮ103
債務者　落合　香里
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６７２号
川崎市高津区久地１丁目11番29号　エステートピア　リバーサイド　102
債務者　下山　充洋
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６７６号
川崎市高津区下作延３丁目23番17号　サンライズ大塚　305
債務者　持村　秋子
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７０９号
川崎市高津区千年新町45番地　市営住宅２―102
債務者　佐々木　勝
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３６４号
相模原市南区上鶴間本町１丁目29番32号　メイプルシティ205
債務者　渡邊　愛佳（旧姓森）
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３１４号
岐阜県羽島市足近町４丁目347番地２（コーポ足近302号室）
債務者　曽根　千里
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３４３号
岐阜県各務原市那加長塚町３丁目14番地（アプリコットハウス　102）
債務者　須戸　竜生
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３０６号
静岡県三島市徳倉814番地の３　北８棟
債務者　藤本　貴哉
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２０５号
愛知県蒲郡市三谷町惣作９番地２　平野マンション１Ｆ
債務者　菅原　優子
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２１０号
愛知県豊川市小坂井町中野20番地　ガーデンコートナカノ202号
債務者　福本　由佳
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２２０号
愛知県豊橋市西幸町字幸100番地の６
債務者　香川　哲夫
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部